

## 賛助会員規約

### (目的)

第1条 この規約は、「東信州中山道連絡協議会」（以下、本協議会）が設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本協議会に対する協力・理解を高めることにより、本協議会の事業活動の推進に資することを目的とする。

### (資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本協議会の主旨に賛同し、本協議会の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

### (賛助会員に対する事業)

第3条 本協議会は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本協議会が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本協議会又は会員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

### (加入)

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、本協議会の承諾を得て、加入するものとする。

- 2 前項の諾否は、本協議会委員会において決する。
- 3 賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより入会金を納付するものとする。

### (会費)

第5条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

- 2 会費の額は、1口5,000円とし、1口以上を負担するものとし、別に定める基準により本協議会と協議のうえ決定するものとする。

### (脱退)

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本協議会に届出て脱退するものとする。

### (除名)

第7条 本協議会は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本協議会の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本協議会の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

### (その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、委員会で決定する。

### 附 則

この規約は平成26年4月1日から施行する。